

青森県報

第二千五百四十九号

平成十七年
十一月二日
(水曜日)

目 次

告 示

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	一
生活保護法による介護機関の指定	(同)	二
右 同	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の名称変更の届出	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	(同)	三
准看護師試験の施行	(医療業務課)	四
公共測量の終了	(監理課)	四
道路の区域の変更	(道路課)	四
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	(経理課)	五
肥料登録の有効期間の更新	(食の安全・安心推進課)	五
土地区画整理事業施行の認可	(都市計画課)	五
教育委員会		
公印の作成及び廃止	(職員福利課)	六

告 示

青森県告示第八百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者		居宅介護事業の種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所				
社会福祉法人東北町社会福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	社会福祉法人東北町社会福祉協議会	訪問介護	社会福祉法人東北町社会福祉協議会	上北郡東北町字上笹橋四五の一〇	平成十七・九・元
社会福祉法人上北町社会福祉協議会	上北郡東北町大字上野字上野一九一の一	社会福祉法人上北町社会福祉協議会	訪問入浴	社会福祉法人上北町社会福祉協議会	上北郡東北町大字上野字上野一九一の一	

青森県告示第八百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分		変 更 年月日
		名 称	主たる事務 所の所在地	
情 有限会社友	黒石市大字上 町二五の二	名 称	所 在 地	平成 一七・一 一
		「ケアプラン ゆうじょう」	黒石市大字東 野添字長坂道 北一五二の一 黒石市八甲六 〇の四	

青森県告示第八百四十六号

平成十八年准看護師試験を次のとおり施行するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第十九条の規定により告示する。

平成十七年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成十八年二月十四日（火）

2 場所 青森市大字横内字神田二二

青森中央学院大学

二 受験願書受付期間

平成十七年十二月五日（月）から同月九日（金）まで。ただし、郵送する場合は、十二月九日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇・八五七〇

青森市長島一丁目一の一

青森県健康福祉部医療薬務課医療対策・指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内各健康福祉こどもセンター保健部及び青森県健康福祉部医療薬務課医療対策・指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療薬務課医療対策・指導グループ

（電話〇一七・七三四・九二八七）に問い合わせること。

青森県告示第八百四十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十七年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省東北地方整備局青森港湾事務所

二 測量の種類

公共測量（一級水準測量）

三 測量の期間

平成十七年五月二十日から同年九月三十日まで

四 測量の地域

青森市青森港港内

青森県告示第八百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年十二月一日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間		前後別の	敷地の幅員	敷地の延長	備考
2	国 道	三三三八号	むつ市脇野沢小沢五九から むつ市川内町蛸崎半右工門沢二の一四九まで	後	二九・八〇メートルから	八〇〇・〇〇メートル		
				前	一五・六〇メートルまで			
1	県 道	弘前岳鱒ヶ 沢線	中津軽郡岩木町大字八幡字須崎一の一から 中津軽郡岩木町大字宮地字川添無番まで 中津軽郡岩木町大字八幡字須崎一の一から 中津軽郡岩木町大字宮地字川添無番まで	後	四八・五〇メートルから	一、三二七・〇〇メートル		
				前	五八・〇〇メートルまで			

青森県告示第八百四十九号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

平成十七年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

大戸瀬漁業協同組合

西津軽郡深浦町大字北金ヶ

を削る。

公

告

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により平成十七年十月二十四日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十七年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
青森県第三四六号	混合有機質肥料	混合有機一五・〇・五	窒素全量五・五 りん酸全量一・〇	公定規格のとおり	コープケミカル株式会社 東京都千代田区一番町二三の三

土地区画整理事業施行の認可

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第四条第一項の規定により、尾駁レイクタウン北土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の氏名(名称)及び住所

氏 名(名 称)	住 所

六ヶ所村長 古川 健治

上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附四七五

二 事業施行期間

平成十七年十月二十六日から平成二十五年三月三十一日まで

三 施行地区

上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附の一部

四 事業の名称

尾駮レイクタウン北土地地区画整理事業

五 事務所の所在地

上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附四七五 六ヶ所村役場内

六 施行認可の年月日

平成十七年十月二十六日

七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所に掲示

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第十五号

平成十七年十月三十一日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、平成十七年十一月一日同表の下欄に掲げる公印を作成したので、青森県教育委員会文書取扱規程（昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号）第九条の規定により告示する。

平成十七年十一月二日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

公印の名称及び印影

公印の名称及び印影

青森県立北斗
高等学校長印



青森県立北斗
高等学校長印



(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭